

めざします企業の繁栄と社会への貢献

# ほっじん新津



「晩秋 蒲原落日」

遠山悦男 (秋葉区吉岡町)

## 平成 29 年度「税の絵はがきコンクール」受賞作品

金賞



五泉東小学校  
加藤 千翔

新津税務署長賞



五泉東小学校  
斉藤 菜々海

銀賞



愛宕小学校  
石田 一湖

銅賞



阿賀小学校  
川嶋 希美

平成三十年度  
通常総会開催

六月八日、割烹新瀧（五泉市村松）において、前新津税務署長井比常夫様をはじめ、関東信越税理士会新津支部長皆川哲夫様、ほか多数のご来賓のご臨席を賜り、第七回通常総会が開催されました。

総会において平成二九年度事業報告、収支決算報告、また平成三〇年度事業計画、収支予算について、審議されいづれも満場一致で可決・承認されました。

総会では優

良経理担当者表彰式、気象予報士の岩谷忠幸氏を招いての記念講演会も併せて開催され、総会終了後開催された懇親会ではご来賓をはじめ多くの会員の方々からご参加頂きました。



皆川 哲夫  
税理士会新津支部長



井比 常夫  
前新津税務署長

平成29年度 正味財産増減計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	1,000	△ 500
特定資産運用益	534	1,067	△ 533
受取会費	4,214,000	4,373,000	△ 159,000
事業収益	1,440,900	889,500	551,400
受取補助金	6,993,200	6,966,600	26,600
雑収益	159,008	201,266	△ 42,258
経常収益計 (A)	12,808,142	12,432,433	375,709
(2) 経常費用			
事業費	10,784,356	9,905,057	879,299
管理費	1,567,038	2,300,223	△ 733,185
経常費用計 (B)	12,351,394	12,205,280	146,114
当期経常増減額 (A - B)	456,748	227,153	229,595
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	456,748	227,153	229,595
法人税・法人県民税・法人市民税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	456,748	227,153	229,595
一般正味財産期首残高	12,919,101	12,691,948	227,153
一般正味財産期末残高	13,375,849	12,919,101	456,748
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	5,669,200	5,694,600	△ 25,400
受取全法連助成金	5,669,200	5,694,600	△ 25,400
一般正味財産への振替額	△ 5,669,200	△ 5,694,600	25,400
一般正味財産への振替額	△ 5,669,200	△ 5,694,600	25,400
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	13,375,849	12,919,101	456,748

平成30年度 収支予算書 (損益計算ベース)

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
特定資産運用益	100	500	△ 400
受取会費	4,010,000	4,302,000	△ 292,000
事業収益	1,266,000	1,000,000	266,000
受取補助金	7,034,100	6,889,200	144,900
雑収益	151,000	121,000	30,000
経常収益計 (A)	12,462,200	12,313,700	148,500
(2) 経常費用			
事業費	10,721,500	10,560,354	161,146
管理費	1,711,380	1,742,296	△ 30,916
経常費用計 (B)	12,432,880	12,302,650	130,230
当期経常増減額 (A - B)	29,320	11,050	18,270
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	29,320	11,050	18,270
法人税・法人県民税・法人市民税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	29,320	11,050	18,270
一般正味財産期首残高	13,375,849	13,364,799	11,050
一般正味財産期末残高	13,405,169	13,375,849	29,320
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	5,764,100	5,669,200	94,900
受取全法連助成金	5,764,100	5,669,200	94,900
一般正味財産への振替額	△ 5,764,100	△ 5,669,200	△ 94,900
一般正味財産への振替額	△ 5,764,100	△ 5,669,200	△ 94,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	13,405,169	13,375,849	29,320

# 平成30年度事業計画

## I 基本方針

公益社団法人である本会の基本方針に則り、本年度も税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制、税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行っていく。

事業の実施にあたっては、引き続き、法人会の原点である「税」

## II 主な事業計画

- 1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
- 2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
- 3 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
- 4 本会の組織を充実し、友誼団体との連携強化を図る事業

に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸施策に取り組む。

## 平成29年度 貸借対照表

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	44,382	74,752	△ 30,370
預金(普通、振替、定期)	8,009,572	7,327,553	682,019
【流動資産計】	8,053,954	7,402,305	651,649
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
什器備品引当預金	351,682	477,682	△ 126,000
退職給付引当資産	0	4,227,207	△ 4,227,207
(3) その他固定資産			
電話加入権	74,984	74,984	0
【固定資産計】	5,426,666	9,779,873	△ 4,353,207
資産合計	13,480,620	17,182,178	△ 3,701,558
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	104,771	35,870	68,901
【流動負債計】	104,771	35,870	68,901
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	4,227,207	△ 4,227,207
【固定負債計】	0	4,227,207	△ 4,227,207
負債合計	104,771	4,263,077	△ 4,158,306
正味財産(資産-負債)	13,375,849	12,919,101	456,748
負債及び正味財産合計	13,480,620	17,182,178	△ 3,701,558

## おめでとーございます 優良経理担当者表彰式

法人会では、企業にとって最も中核的な部門を担当している経理担当者のうち、会員法人の事業進展に功労顕著な方々の労に報いるため、表彰しています。

法人名 被表彰者 勤続年数

一、株式会社 高橋組

渡邊 智美 一二年

一、株式会社 高橋組

高橋スミ子 三八年

一、株式会社 北辰計画

吉沢美智世 三十年



受賞者の方々おめでとうございます

## 総会記念講演会

新津法人会第七回総会開催を記念して、講師に気象予報士の岩谷忠幸氏を招いての記念講演会を開催しました。



近年、夏には酷暑が続き、梅雨前線・台風が発生により各地に甚大きな爪痕を残し、また冬には大雪による大規模な交通障害を引き起こすなど、異常気象がすでに常態化していると感じています。気象に関する今回の講演会では、



100年後の天気予報や、多発する気象災害から命を守るための備えについてなど、興味深い話を聞くことが出来ました。



着任のあいさつ



新津税務署長  
倉嶋 三知

この度の人事異動で、新津税務署長に着任いたしました倉嶋でございます。

前任は、高崎税務署副署長を務めておりました。

私は、新潟市の出身で、新潟県では、新潟、新津、三条の各税務署と、審判所新潟支所の勤務がありま  
す。新津税務署は、10年ぶりの勤務となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

公益社団法人新津法人会の会員の皆様方には、日頃から税務行政全般に渡り、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

新津法人会は、「よき経営者をめざすものの団体」

として、会員の皆様方に正しい税知識の普及、納税道義の高揚を図るために幅広い研修事業を実施されており、「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」及び「古タオル・古切手等の贈呈」等、社会貢献活動も積極的に展開されてきたと伺っております。

また、「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されております。

これらの取組は、小出会長をはじめ、理事の皆様方のご尽力と、会員皆様方のご熱意の賜物であり、ここに深く敬意を表す次第でございます。

さて、来年10月には消費税率が10%へ引き上げられるとともに、消費税の軽減税率制度が実施されます。

私どもといたしまして

は、納税者の皆様方が、軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告と納付が行えるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談等に着手に取り組んでいくこととしております。

また、平成30年度(2018年度)税制改正において、法人の電子申告の義務化が法制化されました。これに併せて、申告データの円滑な電子提出のための環境整備を進め、中小法人のe-Taxの利用率85%以上という目標達成に向けて、今後もe-Taxの一層の普及拡大に務めることとしていきます。

しかしながら、このような制度改正の周知・広報などの取組は、私どもの力のみでは自ずと限界があり、税務行政に対する良き理解者である新津法人会の皆様方の強いお力添えが是非とも必要と考えております。

今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
結びにあたり、公益社団法人新津法人会の益々のご

発展と、会員企業の皆様方のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相應の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



# 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、  
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



## ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

## ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

## ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

## ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

## ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。



軽減税率制度の  
特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

